

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略) <u>平成23年 3 月 30 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p> <p>(仮陸揚貨物の取扱い)</p> <p>第 4 条 約款第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を經由する外国貨物であつて、<u>平成 19 年 3 月 28 日付け貿易局第 4 号「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の 1-4-3 仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。</u></p> <p>第 5 条 ～ 第 22 条 (略)</p> <p>(本邦外子会社を經由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第 23 条 本邦輸出者等（以下、「親会社」という。）が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）に規定する親会社及び子会社とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、会社法に規定する子会社以外の者であつて特に適当と認められるもの限り、前項の子会社とみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p> <p>(仮陸揚貨物の取扱い)</p> <p>第 4 条 約款第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する仲介貿易貨物には、積替え等のため本邦を經由する外国貨物であつて、<u>昭和 55 年 12 月 1 日付け 55 貿入税第 31 号「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の 1-4-3 仮陸揚貨物の解釈で定める貨物を含むものとする。</u></p> <p>第 5 条 ～ 第 22 条 (略)</p> <p>(本邦外子会社を經由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第 23 条 本邦輸出者等（以下、「親会社」という。）が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）に規定する親会社及び子会社とする。</p>	

第24条 (略)

(外貨建対応特約の対象要件)

第25条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。

2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。

- 一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ
- 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨

第26条 (略)

(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い)

第26条の2 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「鋼材特約書」という。）又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書（以下「化学品特約書」という。）の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第2条の規定による保険関係が成立した場合、同約款（関連規程を含む。）の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込がなされたものとみなす。

第24条 (略)

(外貨建対応特約の対象要件)

第25条 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。

2 外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。

第26条 (略)

(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い)

第26条の2 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「鋼材特約書」という。）又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書（以下「化学品特約書」という。）の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第2条第1項の規定による保険関係が成立した場合、同約款（関連規程を含む。）の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の規定による申込がなされたものとみなす。

第27条 ～ 第33条 (略)

(保険料率算定における期間計算の取扱い)

第34条 保険料率等規程のⅡ[1]1(1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。

2 (略)

(便宜置籍国)

第35条 保険料率等規程のⅡ[1]8(1)及び(2)に規定する便宜置籍国とは、ケイマン諸島、キプロス、パナマ、バハマ、バーミューダ諸島、バルバドス、マデイラ諸島、マルタ、マーシャル諸島、リベリア、バヌアツとする。

第36条 ～ 39条 (略)

(保険料の納付方法)

第40条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。

- 一 2年以上案件（代金等が本邦通貨又は別表第6(2)に掲げる外貨により決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対する約

第27条 ～ 第33条 (略)

(保険料率算定における期間計算の取扱い)

第34条 「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日04一制度00034。以下「保険料率等規程」という。)のⅡ[1]1(1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。

2 (略)

(便宜置籍国)

第35条 保険料率等規程のⅡ[1]8(1)及び(2)に規定する便宜置籍国とは、ケイマン諸島、サイプラス、パナマ、バハマ、バーミューダ諸島、バルバドス、マデイラ諸島、マルタ、マーシャル諸島、リベリア、バヌアツとする。

第36条 ～ 第39条 (略)

(保険料の納付方法)

第40条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険料について保険契約者が希望する場合は、保険契約締結時に納付すべき保険料を当該各号ごとに定める方法により分割して納付することができる。

- 一 2年以上案件（代金等が本邦通貨、アメリカ合衆国ドル又はユーロにより決済されるものに限る。）に係る保険料（延払元本（OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。）及び当該延払元本に付随する金利の額に対

<p>款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。) 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から5年以内であって、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。)に納付する方法</p> <p>二 (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p> <p>第41条 ~ 第70条</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成23年4月1日から実施する。</u></p> <p>別表第1 ~ 第5 (略)</p>	<p>する約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係るものに限る。) 当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者の指定した日(保険契約締結日から5年以内であって、決済の予定起算点の日の前日以前の日に限る。)に納付する方法</p> <p>二 (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p> <p>第41条 ~ 第70条</p> <p>別表第1 ~ 第5 (略)</p>	
---	--	--